

交通安全

庶務係



「ながら運転」の罰則が強化されました！

運転中にスマートフォンやカーナビなどの画面を注視したり、携帯電話で通話をする「ながら運転」の事故が急増していることに伴い、2019年12月1日からながら運転に対する罰則が強化されました。

携帯電話使用等に関する罰則の強化

改正前				
違反点数		反則金(保持)		
保 持 ^{*1}	交通の危険 ^{*2}	二輪車	普通車	大型車
1点	2点	6,000円	6,000円	7,000円

※1 保 持: 運転中に携帯電話などで通話や操作をする違反

※2 交通の危険: 携帯電話などの通話や操作によって交通事故を生じさせる違反



改正後				
違反点数		反則金(保持)		
保 持	交通の危険	二輪車	普通車	大型車
3点	6点	15,000円	18,000円	25,000円

さらに違反を繰り返した場合は

●保 持: 6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

●交通の危険: 1年以下の懲役または30万円以下の罰金に罰則が引き上げられました。

「ながら運転」は、運転以外のことに意識が集中してしまい、周囲の危険を発見することができず、重大な交通事故につながる極めて危険な行為なので、絶対にやめましょう。

年末の交通安全運動期間中の交通安全協会の活動

チャイルドシート着用推進活動

12月9日(月) たてしな保育園



街頭啓発

12月9日(月) ツルヤ立科店



飲酒運転防止啓発活動

12月9日(月) 町内飲食店

佐久警察署にご協力をいただき、町内飲食店を巡回し、ハンドルキーパー運動などを呼びかける「飲酒運転防止パトロール」を行いました。

飲酒運転は「お酒を提供した人」「車を提供した人」「同乗した人」も処罰され、あなたの人生に大きな影響を及ぼします。自分と家族のためにも、強い意志を持って、飲酒運転は絶対にしないでください。

